装技計第１１６５９号
令和５年６月２９日

防衛政策局長
整備計画局長
各幕僚長
情報本部長
防衛装備庁防衛技監
防衛装備庁長官官房各装備官
防衛装備庁長官官房審議官
防衛装備庁長官官房総務官　殿
防衛装備庁長官官房人事官
防衛装備庁長官官房会計官
防衛装備庁長官官房監察監査・評価官
防衛装備庁長官官房各装備開発官
防衛装備庁長官官房艦船設計官
防衛装備庁各部長
防衛装備庁の施設等機関の長

防衛装備庁長官
（公印省略）

防衛装備庁における装備品等研究開発実施要領について（通知）

標記について、装備品等の研究開発に関する訓令（平成２７年防衛省訓令第３７号）第２４条の規定に基づき、別紙のとおり定め、令和５年８月１日から適用することとしたので通知する。

添付書類：別紙

別紙

防衛装備庁における装備品等研究開発実施要領について

（趣旨）

第１　この要領は、防衛装備庁における装備品等の研究開発を適切に実施するため、研究開発の実施要領について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２　この要領における用語の定義は、装備品等の研究開発に関する訓令（以下「訓令」という。）に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　長官官房装備官等　長官官房装備官、研究所長及び試験場長をいう。

⑵　研究開発計画実施主体　研究開発事業の計画若しくは実施を担当する長官官房装備開発官、長官官房艦船設計官、技術戦略部技術振興官、技術戦略部技術連携推進官、研究所又は試験場をいう。

⑶　研究開発取得ロードマップ基礎資料　訓令第８条の研究開発取得ロードマップ（以下「ロードマップ」という。）の作成の基となる、訓令第６条第１項の装備庁要求事業ごとに作成される実施内容、技術的課題、目標機能・性能、期間及び経費等を体系的に分析した資料並びに研究用機械器具等の見積り（以下「基礎資料」という。）をいう。

（総則（訓令第１章関連））

第３　訓令第２条第６号の「重要な改善若しくは能力向上」とは、次のいずれかに該当するものとする。

⑴　改善又は能力向上のための相当な技術的困難性を有するもの

⑵　改善又は能力向上後の装備品等の見積量産単価が旧装備品等の量産単価に比べ、同一時点換算において２割以上異なると見込まれるもの

⑶　当該装備品等の機能又は運用に著しい影響を及ぼすと見込まれるもの

２　訓令第２条第７号の「各自衛隊等が行う装備品等の軽易な改善及びその試験」は、防衛諸計画の作成等に関する訓令（平成２７年防衛省訓令第３２号。第５第１項において「諸計画訓令」という。）別表第１若しくは別表第２の研究開発事項又は情報業務の実施に関する訓令（平成１８年防衛庁訓令第２１号）第２３条に規定する年度業務計画に記載されるものとし、各自衛隊等が参考品を購入し、必要に応じてその改修を行う試験研究を含むものとする。

３　訓令第４条第１項第３号のライフサイクルを通じたリスク管理を踏まえた装備品等の研究開発の実施においては、将来的な能力向上や装備移転のニーズ、国際標準化による相互運用性の確保等に柔軟に対応することを研究開発初期段階から考慮するものとする。

４　訓令第４条第１項第４号の外部の研究開発機関等に委託する研究は、次の各号に

掲げるとおりとする。

⑴　安全保障技術研究推進制度

⑵　先進技術の橋渡し研究

⑶　進展の早い民生先端技術の短期実用化に関する取組

⑷　ゲーム・チェンジャーの早期実用化に資する取組

５　前項各号の研究の実施や手続等に係る細部事項に関しては別に定めるものとする。

６　訓令第４条第１項第５号の民間企業等の能力の活用において、民間企業等による試作から試験評価までの一括実施など調整に時間を要する施策においては、事業開始の直前ではなく中長期の見積りを行う早い段階から検討を行い、施策の実現に努めることとする。

７　訓令第４条第２項の研究開発評価の指針とは、防衛省研究開発評価指針について（防装庁（事）第１４号。２７．１０．１）を指すものとする。

（防衛装備庁が実施する装備品等の研究開発（訓令第２章関連））

第４　訓令第６条第４項の受託契約を締結する場合の契約書又は協定書は、別記様式第１によるものとする。当該契約書又は協定書第２条の試験研究費は、減価償却費、資材費、電気ガス水道費、施設維持費、事務費、人件費及び雑費の合計額とし、各費用の算定の基準は、技術戦略部長が長官の承認を受けて定めるものとする。

２　長官は、毎年度、前項の受託試験研究の実施状況について防衛大臣に報告するものとするほか、受託試験研究の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（装備品等の研究開発の中長期見積り（訓令第３章関連））

第５　訓令第７条の技術動向見積りは、技術戦略部長が、将来の科学技術の動向及び内外の諸情勢を踏まえ、装備品等の動向を分析の上作成し、長官の決裁を得て、防衛大臣に報告するとともに、情報本部長及び諸計画訓令第５条に規定する委員会に通知するものとする。

２　ロードマップは、おおむね２０年先までの装備の実現を想定した中長期の構想を踏まえ、おおむね１０年間に実施することが見込まれる装備品等の研究開発事業等を対象として、作成するものとする。

３　前項のロードマップの作成に当たっては、次の各号に定めるところによるものとする。

⑴　研究開発計画実施主体は、各自衛隊等からの装備品等研究依頼等を踏まえ、ロードマップ対象期間の装備庁要求事業等ごとに基礎資料を、原則として別記様式第２により作成するものとする。

⑵　研究開発計画実施主体は、前号で作成した基礎資料を技術戦略部長に送付するとともに、その写しを関係のある部署に送付するものとする。基礎資料は適宜作成又は送付できるものとするが、翌年度に概算要求を予定している装備庁要求事

業等については、概算要求年度の前年度の１月末日を基準に送付するものとする。

⑶　技術戦略部長は、前号の規定により送付された基礎資料のほか、各自衛隊等から提供される主要な量産取得事業及び参考品取得事業の情報、訓令第９条第３項の装備品等研究開発見積りを総合検討の上、防衛装備庁、防衛政策局、整備計画局及び各自衛隊等の助言を受けて、毎年度の３月末日までを基準にロードマップを作成し、長官の決裁を得て、必要な手続をとるとともに、関係のある部署に通知するものとする。

４　前項のロードマップは、獲得すべき能力や機能ごとに分類した研究開発事業等を線表の形で示した見積りと各研究開発事業等の概要から構成されるものとする。

５　プロジェクト管理部長は、各幕僚長等の指定する者から、原則として別記様式第３を用いて作成される訓令第９条第１項の装備品等研究開発見積依頼が提出された場合は、関係のある長官官房装備官等及び技術戦略部長に通知するものとする。ただし、当該依頼はプロジェクト管理部長が装備品等研究開発見積りを作成する期間（最長１年程度とし、長官官房装備官等と細部は調整する。）を見込んだ上で、所要の時期までに提出するものとする。

６　プロジェクト管理部長は、前項の依頼が提出された後に事情の変更その他の理由により内容が修正された装備品等研究開発見積依頼が各幕僚長等の指定する者から再度提出された場合には、関係のある長官官房装備官等及び技術戦略部長に通知するものとする。

７　プロジェクト管理部長は、前２項の装備品等研究開発見積依頼に対し、原則として別記様式第４を用いて訓令第９条第３項の装備品等研究開発見積りを長官官房装備官等の協力を得て作成し、各幕僚長等の指定する者及び技術戦略部長に通知するものとする。

８　技術戦略部長は、長官が必要と認めた装備品等の研究開発に関し、原則として、別記様式第４を用いて訓令第９条第３項の装備品等研究開発見積りを長官官房装備官等の協力を得て作成し、各幕僚長等の指定する者及びプロジェクト管理部長に通知するものとする。

９　技術戦略部長又はプロジェクト管理部長は、前２項の見積りを通知した後に第６項に規定する装備品等研究開発見積依頼が修正された場合又は事情の変更その他の理由により当該見積りを修正する必要が生じた場合には、長官官房装備官等の協力を得て、遅滞なく修正し、各幕僚長等の指定する者及びプロジェクト管理部長又は技術戦略部長に通知するものとする。

１０　プロジェクト管理部長は、各幕僚長等の指定する者から、原則として別記様式第５を用いて作成される訓令第９条第６項の装備品等研究開発要求が提出された場合は、関係のある長官官房装備官等及び技術戦略部長に通知するものとする。

１１　プロジェクト管理部長は、前項の要求が提出された後に研究開発の進捗及び事

情の変更その他の理由により内容が修正された装備品等研究開発要求が各幕僚長等の指定する者から再度提出された場合には、関係のある長官官房装備官等及び技術戦略部長に通知するものとする。

１２　防衛政策局長、整備計画局長及び統合幕僚長が訓令第９条第７項の各幕僚長等に対する装備品等研究開発要求の提出を要請する場合は、原則として別記様式第６を用いるものとする。

１３　別記様式第３及び別記様式第５の「研究開発完了希望時期」については、原則として、技術試験完了希望時期、実用試験完了予定時期及び部隊への配備予定時期を区別し明記するものとする。

１４　技術戦略部長は、各幕僚長等の指定する者から、原則として別記様式第７を用いて作成される訓令第１０条の装備品等研究依頼が提出された場合は、関係のある長官官房装備官等及びプロジェクト管理部長に通知するものとする。

なお、実施や手続等に係る細部事項に関しては別に定める。

１５　技術戦略部長は、前項の依頼が提出された後に事情の変更その他の理由により内容が修正された装備品等研究依頼が各幕僚長等の指定する者から再度提出された場合には、関係のある長官官房装備官等及びプロジェクト管理部長に通知するものとする。

（装備品等の研究開発の年度業務計画（訓令第４章関連））

第６　研究開発計画実施主体は、原則として、別記様式第８又は別に定める様式を用いて研究開発事業ごとに訓令第１１条第１項の年度業務計画の案（以下「年度業務計画案」という。）を作成又は更新するものとする。

２　研究開発計画実施主体は、年度業務計画案を作成又は更新した場合は、装備庁要求事業にあっては技術戦略部長に、各自衛隊等要求事業にあってはプロジェクト管理部長に送付するものとする。

３　技術戦略部長及びプロジェクト管理部長は、前項の規定により送付された案を踏まえ、年度業務計画を作成又は更新し、必要に応じて、関係する各幕僚長等の指定する者、研究開発計画実施主体、各自衛隊等要求事業にあっては技術戦略部長及び装備庁要求事業にあってはプロジェクト管理部長に通知するものとする。ただし、当該年度業務計画の研究開発事業がプロジェクト管理重点対象装備品等（装備品等のプロジェクト管理に関する訓令（平成２７年防衛省訓令第３６号。以下「プロジェクト管理訓令」という。）第２条第９号に規定するプロジェクト管理重点対象装備品等をいう。以下同じ。）及び準重点管理対象装備品等（プロジェクト管理重点対象装備品等の取得マネジメントに準じた方法等による管理について（装プ事第６２７１号。２８．４．２５。以下「準じた管理通達」という。）別紙の第２第１号に規定する準重点管理対象装備品等をいう。）に該当する場合には、当該年度業務計画を取得戦略計画（プロジェクト管理訓令第２条第１４号に規定する取得戦略計

画をいう。）及び取得計画（準じた管理通達別紙の第２第４号に規定する取得計画をいう。）の作成又は見直しに反映させるものとする。

４　技術戦略部長及びプロジェクト管理部長は、装備品等の開発と装備品等の研究のうち研究試作及び所内試験の年度業務計画について、新規に作成した場合又は重要な修正を加えた場合は、長官に報告するものとする。

なお、当該重要な修正とは、原則として、訓令第２２条第１項各号に該当する場合に実施する修正とする。

５　訓令第１１条第３項の各研究開発事業に関する資料は、研究開発計画実施主体が作成し、必要に応じて各自衛隊等と調整した上で、原則として概算要求年度の前年度末までに、技術戦略部長及びプロジェクト管理部長に送付するものとする。

（装備品等の研究開発の実施（訓令第５章関連））

第７　長官官房装備官等は、装備品等の研究開発の目的が、ライフサイクルにわたる性能、コスト及びスケジュールの管理を通じた我が国の実効的な防衛を可能とする装備品等の取得であることを踏まえ、技術戦略部及びプロジェクト管理部から必要な協力を得つつ、技術審査等の結節のみならず、日常的に、契約相手方、運用者たる各自衛隊等及び政策立案者たる整備計画局等の関係者と緊密に連携し、運用上及び技術上の要求の未達成、研究開発総経費や見積量産単価の超過、ライフサイクルコストの増大、研究開発完了時期の遅延等のリスクについて、早期に特定するものとする。

２　長官官房装備官等は、前項で特定したリスクを関係者に早期に共有するとともに、性能の実現と予定されたコストやスケジュールの遵守がトレードオフの関係にあることを踏まえ、技術戦略部及びプロジェクト管理部から必要な協力を得つつ、リスクの分析及び適切な対策の特定を行うものとする。

３　長官官房装備官等は、契約の履行過程において、仕様の細部を確定していくに際しては、次の各号に掲げる事項を踏まえるものとする。

⑴　試作品に求められる運用上及び技術上の要求を実現するために企業が行う設計について、官側がその細部を逐一全て計算等により検証するものではないこと

⑵　他方で、仕様の決定は官側の責任であることから、審査時点での研究開発成果、リスク管理の状況及びそれらの根拠となる情報の妥当性を検証し、装備品等の運用上及び技術上の要求の実現性を判断する必要があること

⑶　一つの研究開発事業が複数の試作研究請負契約に分割される場合又は官側の責任で性能確認試験（装備品等の研究開発に係る試作請負業務に付随して実施される試験をいい、装備品等の開発にあっては技術試験、装備品等の研究にあっては所内試験をいう。以下同じ。）を行う場合、契約相手方のインセンティブは、最終的な研究開発の成果物ではなく、分割された契約ごとの成果物に偏る場合があること

4　長官官房装備官等は、前項の仕様の細部の確定に向けて、技術戦略部及びプロジェクト管理部から必要な協力を得つつ、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

⑴　設計の細部の検討における前提条件等、運用上及び技術上の要求の実現性を判断するために必要な情報を収集及び確認するための契約相手方及び運用者たる各自衛隊等との日常的なコミュニケーション

⑵　前号のコミュニケーションの中で確認した重要事項（重要な仕様の細部や性能、コスト及びスケジュールのトレードオフ等に影響するものをいう。）の書面化

⑶　個々の契約の成果物よりも、最終的な研究開発の成果物における要求の実現を重視したリスク管理

5　長官官房装備官等は、装備品等の開発における試作研究請負契約において、技術戦略部及びプロジェクト管理部から必要な協力を得つつ、契約相手方に対し、開発総経費、見積平均量産単価、量産初度費を含むライフサイクルコスト及び開発完了までのスケジュールを試算させるものとし、試算のための条件に変更がない限り、その試算した指標の範囲内において開発を完了させるよう求めるものとする。ただし、契約相手方が開発総経費等を試算するに当たり必要となる情報は官側が適宜提供するものとし、官側による調達要求の仕様書の変更や予見し難い技術上の困難等の合理的と認められる原因により過分の費用が必要となった場合には、追加予算の確保や契約変更により、柔軟に対応するものとする。

なお、同一の装備品等の開発において、試作研究請負契約を複数に分割する場合は、最初の試作研究請負契約において試算した指標について、後段の契約においても引用し、その範囲内において開発を完了するよう求めるものとする。

6　長官官房装備官等は訓令第１４条に規定する技術審査に責任を持つものとし、審査主任、審査副主任及び審査員を指名するものとする。ただし、審査の対象が各自衛隊等要求事業である場合には、プロジェクト管理部長の指名する者を審査副主任に含めることとするほか、必要に応じ審査員には運用及び契約等の専門家を加えることとする。

7　審査主任は、審査の実施後、仕様の細部の概要、運用上の要求を満足しつつ予定された経費（装備品等の開発にあってはライフサイクルコストを含む。）の範囲内で必要とする時期までに研究開発を完了する上でのリスク、リスクへの対処方針及び契約相手方との間で特に論点となった内容等について要約した報告書を原則として別記様式第９を用いて作成するものとする。長官官房装備官等は、所要の決裁を経た上で、当該報告書を契約相手方に送付するものとする。

8　審査主任は、我が国の実効的な防衛を可能とする装備品等を運用者に提供するとの研究開発の本旨に沿った実効的な技術審査とするため、技術審査に至るまでの間も、契約相手方はもとより、必要に応じ、政策立案者及び運用者との密接な調整に努めるものとする。

９　技術審査の実施に当たっては、審査の回数を必要最小限にするとともに、各種審査の一括又は同時実施や書面審査の適用、Web会議システムの活用、提出書類の削減、ペーパーレス化などを積極的に進め、審査の効率化に努めるものとする。

１０　これまで長官官房装備官等が主体となって実施してきた装備品等の性能確認試験については、第４項第３号及び訓令第１５条に示すとおり、コストやスケジュールに係る適切なリスク管理の観点を踏まえ、試験の規模やリスク等を考慮しつつ、契約相手方が実施するよう努めるものとする。

なお、長官官房装備官等が性能確認試験を行う場合においても、長官官房装備官等は、爆発、騒音、砂塵等の発生、電波の使用、物件の落下等、事前の許可や外部への影響が生じる可能性がある試験について、試験実施のリスクの分析評価など適切な支援を企業に求めるものとする。

１１　長官官房装備官等は、第１項に規定する関係者との連携を図るに当たり、訓令第５条の規定に基づき、必要に応じ、研究開発事業ごとに、防衛省本省の内部部局、各自衛隊等及び防衛装備庁の関係者等で構成される研究開発グループを設置することができる。

１２　長官官房装備官等は、前項の研究開発グループを設置する場合には、別記様式第１０の内容を、当該グループにおいて議論を実施した場合には、別記様式第１１により、特に論点となった内容等を要約したものを、装備庁要求事業は技術戦略部長に、各自衛隊等要求事業はプロジェクト管理部長に送付するとともに、関係のある部署に通知するものとする。

１３　長官官房装備官は、訓令第１５条に規定する装備品等の開発について試験を計画する場合には、可能な限り同一の契約相手方が試作から試験まで実施することとし、第５項の契約相手方が作成する開発完了までのスケジュールや技術審査の報告書等で特定されたリスク等を踏まえ、次項に規定する試験細部計画書の作成に要する期間を考慮した適切な時期までに試験基本計画書を作成し、技術戦略部長、プロジェクト管理部長及び試験の実施を担当する研究所長又は試験場長に通知するものとする。

１４　研究所長又は試験場長は、前項の規定により通知を受けた試験基本計画書に基づき試験を実施する場合又は装備品等の研究について試験を実施する場合には、試験の実施内容のほか安全管理等を含む試験細部計画書を作成し、当該試験の４５日前までに、技術戦略部長、プロジェクト管理部長及び関係のある長官官房装備官に通知するとともに、必要に応じてその写しを関係のある各自衛隊等に通知するものとする。

１５　技術戦略部長及びプロジェクト管理部長は、前項の規定により通知された試験細部計画書を検討の上、射撃試験など告示を要するものについては、必要な手続きをとるものとする。

１６　訓令第１６条の装備品等の研究開発不測事態報告の報告者は、研究開発計画実施主体とし、研究開発の実施の過程において、試作品等の不具合等不測の事態が発生し、予定された性能、費用、スケジュールに影響を及ぼす可能性が認められる場合は、直ちに報告を行うものとする。

１７　前項の装備品等の研究開発不測事態報告は、原則として別記様式第１２を用い、不測事態が発生した場合の第一報は、研究開発事業の実施を担当する研究開発計画実施主体が直ちに電話、FAX、メール等で、装備庁要求事業にあっては技術戦略部技術計画官に、各自衛隊等要求事業にあってはプロジェクト管理部事業監理官に速報するとともに、関係のある部署に連絡するものとし、第一報を受けた技術戦略部技術計画官又はプロジェクト管理部事業監理官は、必要に応じて長官まで速報するものとする。

１８　前項の報告に加え、不測事態発生後の対策や経過措置などの続報の報告者は、原則として、研究開発計画実施主体とし、技術戦略部技術計画官又はプロジェクト管理部事業監理官に報告した後に、関係のある部署に通知し、必要に応じて長官まで報告するものとする。

１９　不測事態の重要度及び緊急度に応じ、装備庁要求事業である場合には技術戦略部長が、各自衛隊等要求事業である場合にはプロジェクト管理部長が、配下の適切な課長級の者を長とする不測事態対応委員会を設置し、関係者間の緊密な連携に基づく対策の検討を促進させることができる。

（装備品等の研究開発の報告（訓令第６章関連））

第８　訓令第１７条の成果報告の報告者は、長官官房装備官等とし、原則として、装備品等の開発と装備品等の研究のうち研究試作及び所内試験の年度業務計画に示された評価時点において成果報告を作成し、装備庁要求事業は技術戦略部長を通じて、各自衛隊等要求事業はプロジェクト管理部長を通じて長官に報告するとともに、必要に応じ各幕僚長等に通知するものとする。ただし、評価時点には、基本設計の終了時点及び所内試験又は技術試験の終了時点を必ず含めるものとする。

２　前項の成果報告及び訓令第１８条第１項の実用試験の結果についての報告は、原則として別記様式第１３を用いて作成するものとする。

３　訓令第１８条第３項の防衛力整備上の事情により、装備品等の開発における実用試験の終了前に量産に着手する必要が生じた場合の防衛大臣への報告は、原則として量産に着手する年度の前年度の６月末日までに行うものとする。

４　訓令第１９条の装備品等の研究改善に係る成果報告の報告者は、各幕僚長等の指定する者とし、別記様式第１３を参考に作成し、プロジェクト管理部長に通知するものとする。

５　訓令第２０条第１項の事業管理報告の報告者は、研究開発事業の計画を担当する研究開発計画実施主体とし、研究開発事業の開始年度から終了年度までの間毎年度、

原則として別記様式第１４を用いて作成し、当該年度の翌年度の４月末日までに装備庁要求事業は技術戦略部長に、各自衛隊等要求事業はプロジェクト管理部長に報告するものとする。

６　技術戦略部長及びプロジェクト管理部長は、前項の報告が予定された性能、費用、スケジュールの変更等、今後の事業遂行に影響を及ぼす内容の場合には、長官に報告するものとする。

７　プロジェクト管理部長は、第５項の報告について各幕僚長等の指定する者に通知し、各幕僚長等の指定する者は訓令第９条第６項の装備品等研究開発要求の作成又は修正の資とするものとする。

８　プロジェクト管理部長は、実用試験及び装備品等の研究改善が実施された場合には、訓令第２０条第４項の規定により、開始年度から終了年度までの間毎年度、その実施の概要及び成果について別記様式第１４を参考に各幕僚長等の指定する者が作成する、事業管理報告の通知を受けるものとする。

９　訓令第２１条の技術管理報告の報告者は、研究開発計画実施主体とし、研究開発事業における技術的課題の解明成果や技術的な教訓事項等を技術継承等のために確実にまとめるものとし、原則として、研究開発事業が終了した際には当該報告を作成するものとする。

１０　訓令第２２条第１項に規定する長官が防衛大臣に報告する対象となる研究開発事業は、原則として、装備品等の開発と研究試作総経費１００億円以上の装備品等の研究とする。

（早期装備化を実現する装備品等の研究開発（訓令第７章関連））

第９　訓令第２３条第１項第１号に規定する装備品等の性能を段階的に向上させる手法により装備品等の配備の時期を大幅に早める研究開発の実施や手続等に係る細部事項に関しては別に定めるものとする。

２　訓令第２３条第１項第２号に規定する当該装備品等に係る研究開発で得られた成果、当該装備品等に対するリスク分析評価及び対応策並びに研究開発成果の当該量産への反映要領についての資料は、別記様式第１３を参考に長官官房装備官等が作成し、プロジェクト管理部長の確認を得た上で長官の承認を得たものを各幕僚長等に通知するものとする。

３　訓令第２３条第１項第３号に規定する研究委託契約は、研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る知的財産権の取扱いに関する訓令（昭和４８年防衛庁訓令第４９号）第２条第１項第１号に規定する研究委託契約のほか、同項第２号に規定する研究委託性のある請負契約を含むものとする。

４　訓令第２３条第１項各号に定める取組の他、各自衛隊等が参画する運用実証型研究（各自衛隊等にとって新しい機能を有する装備品等の原型を試作又は考案する研究であり、かつ、当該原型をその運用者となると見込まれる各自衛隊等の評価に供

することで、じ後の装備品等の研究開発、調達などに資するための研究をいう。）など進展著しい各種技術の早期実装に資する研究手法を積極的に取り入れるものとする。

（雑則（訓令第８章関連））

第１０　この通知に定めるもののほか、研究開発制度に関する必要な細部事項は技術戦略部長が、プロジェクト管理に関する必要な細部事項はプロジェクト管理部長がそれぞれ定めるものとする。

２　この通知の第７第５項から第７項までの規定は、令和５年７月３１日以前に防衛装備庁に調達要求し又は調達を委託する装備品等に係る仕様書の作成について（装官会第２６号。２７．１０．１）第２項第１号に規定する意見照会を行った案件については、装備庁要求事業にあっては技術戦略部長が、各自衛隊等要求事業にあってはプロジェクト管理部長が別に定める案件を除き、原則として適用しないものとする。

別記様式第１

試験研究の受託に関する契約書

防衛装備庁長官（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）は、防衛装備庁受託試験研究規則（昭和３３年総理府令第２８号。以下「規則」という。）及び次の条項によって試験研究の受託に関する契約を締結する。

第１条　甲は、次の試験研究を乙の委託により実施する。

⑴　試験研究の題目

⑵　試験研究の目的

⑶　試験研究の内容

⑷　試験研究の実施期間

第２条　試験研究費の予定額は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円とする。

２　乙は、甲の発する納入告知書により前項の金額を納入するものとする。

第３条　甲が乙に対し規則第５条の規定に基き受託試験研究を中止した旨通知した場合には、この契約は解約されたものとする。

２　前項の場合において、甲は、その解約により乙に生ずる一切の損害につきその責を免れるものとし、乙は、中止までに要した試験研究費を負担するものとする。

第４条　甲が規則第６条の規定に基づき納付を受けた試験研究費の予定額につき精算した場合において試験研究費に不足が生じたときは、乙は、その不足分を甲の発する納入告知書により納付するものとする。

２　前項の場合において過剰額があるときは、甲は、これを乙に返還するものとする。

第５条　乙は、別紙第１の試験研究用資材及び設備の提供その他必要な協力を行うものとする。

２　前項の協力に必要な物件の搬入及び撤去に要する費用は、乙が負担するものとする。

第６条　乙は、別紙第２の試験研究補助者を派遣するものとする。

第７条　甲は、受託試験研究を終了したとき又は受託試験研究を中止した場合において必要があるときは、遅滞なくその結果を乙に通知するものとする。

第８条　乙は、甲が受託試験研究の結果を公表することに同意する。（しない。）

第９条　受託試験研究の業務を担当する甲の職員が当該試験研究業務について発明をしたことにより取得した特許を受ける権利又は特許権で国が承継したものについては、甲が適当と認めるときは、甲は、乙又は乙の指定する者に対しその実施を許諾することができるものとする。

２　前項の許諾をする場合の許諾の期間は、国が当該特許を受ける権利に係る特許権の登録を受けた日又は国が当該特許権を承継した日から起算して１年とする。

ただし、甲が適当と認めるときは、これを更新することができるものとする。

３　前項の期間内にあっては、甲は、乙又は乙の指定する者以外の者に対して当該実施の許諾を行わないものとする。

４　前３項の規定は、実用新案及び意匠について準用する。

第１０条　甲及び乙は、互いに他の当事者が規則及びこの契約の条項に違反したときは、この契約を解除することができる。

２　前項の規定に基づき甲が契約を解除した場合には、乙は、その時までに要した試験研究費を負担するものとする。

第１１条　乙は、甲に対しこの契約により金銭債務を負うこととなる場合は、法令の規定によるほか、次の各号の定めに従うものとする。

⑴　乙は、履行期限までに債務を履行しないときは、延滞金として当該債務金額に対して年３パーセントの率を乗じて計算した金額を国に納付しなければならないこと。

⑵　甲は、債権の保全上必要があると認めるときは、乙の業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができること。

⑶　乙が前号に掲げる事項についての定めに従わないときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができること。

第１２条　この契約を変更する必要が生じたときは、甲乙協議の上変更するものとする。上記契約の締結を証するため、この証書を作成し、双方記名の上保有するものとする。この場合において、双方は、当該証書が真正であることを確認するための措置を講じるものとする。

年　　月　　日

甲

乙

注

１　第５条、第６条及び第９条の条項で、当該受託試験研究において該当がないものは削除するものとし、以下の条項を適宜繰り上げるものとする。

２　国の機関からの委託による受託試験研究の場合は「契約書」とあるのは「協定書」と、「契約」とあるのは「協定」と、「解約」又は「解除」とあるのは「廃棄」と読み替えるものとし、また、第２条、第３条第２項、第４条、第９条、第１０条第２項及び第１１条の条項は削除し、以下の条項を繰り上げるものとする。

３　この様式により難い特別の事情があるときは、必要な変更を加えることができるものとする。

別紙第１

１　資材

名　称	数　量	単　位	備　考

（注）試験研究終了後返還を必要とするものについては、その旨を備考欄に記載するものとする。

２　設備

名　称	型 式	仕 様	単 位	数 量	備　考

３　その他の協力

名　称	数　量	備　考

別紙第２

氏　名	性　別	年　齢	職名又は 現在の地位	備　考

別記様式第２

年月日

研究開発取得ロードマップ基礎資料

注１）　ロードマップ基礎資料の作成対象は、装備品等の研究、研究用機械器具及び施設整備とする

注２）　各自衛隊等が実施する主要な直接調達品取得事業及び参考品取得事業については、以下の事項を参考に各自衛隊等から適宜情報提供を受け、ロードマップ作成の資とすること

注３）　装備品等の研究のうち研究試作及び所内試験以外の事業については、別に様式を定める

【装備品等の研究のうち研究試作及び所内試験についての記載事項】

１　研究名称

２　出口戦略（技術の適用計画）

３　当該年度着手の必要性

４　実施見積線表

５　研究試作全体の概要

※　研究試作の段階毎に見積もった試作内容を可能な限り図等の視覚的な表現を活用して記載

６　主要な研究目標の設定

※　設定根拠も含めて記載

７　評価構想の検討

８　研究試作終了後の官試験の試験形態

※　試験計画を分かる範囲で記載

９　解明すべき技術的課題

※　TRLなどを用いて現状との差を具体的に記載

10　国内外類似装備品等との比較／諸外国との技術比較

11　実施上の問題点及び留意事項

※　先行事業等の進捗の影響や電波使用の有無、防衛省外との事前の調整が必要な事項、国際人道法等の法適合に関する懸念、抵触の可能性がある知的財産の有無などを記載

12　リスク低減の検討

※　概算要求前年度にあっては記載

13　企業の提案意思確認状況

14　運用実証型研究とする理由

※　運用実証型研究とする場合は記載

別冊（１件１葉）

１　分類、項目番号、新規継続の別、項目名

２　要求元、担当室

３　目的、必要性

４　主要な性能・諸元

５　構想図

６　計画線表及び経費

別記様式第３

年月日

装備品等研究開発見積依頼

１　研究開発名称

２　必要性

⑴　研究開発目的

⑵　運用構想

⑶　装備構想

・装備を必要とする時期

・装備数量

・装備部隊等

３　要求事項

⑴　要求性能

⑵　研究開発完了希望時期

⑶　期待する量産単価

※　積算の前提となる数量を明記した上で、具体的な金額を記載

４　ライフサイクルコスト抑制のための考慮事項

※　装備品等の開発、調達、補給及び管理に要する費用の抑制を図る上で考慮する必要がある事項を努めて具体的に記載

５　その他必要な事項

⑴　実用性の評価その他の各自衛隊等が行う試験に関する計画

※　作成時点で明確化することができる場合に、見積れる範囲内で、試験項目、試験方法、試験期間、試験経費等の所要事項（告示の要否及び周辺地域に被害が生じるおそれ等の見積りを含む。）を記載

⑵　運用実証型研究とする理由

※　各自衛隊等発意の運用実証型研究とする場合は記載

⑶　じ後の計画（運用実証型研究の成果の反映）

※　各自衛隊等発意の運用実証型研究とする場合は記載

⑷　運用実証型研究における各自衛隊等が行う実用上及び運用上の試験評価に関する計画

※　各自衛隊等発意の運用実証型研究とする場合に、見積れる範囲内で、試験項目、試験方法、評価方法等の所要事項を記載

参考事項

１　必要性の根拠

⑴　運用構想
⑵　装備構想
⑶　既存装備品等への影響分析
⑷　代替手段との比較
２　要求事項の根拠
⑴　要求性能の軍事的合理性及び補足事項
⑵　研究開発完了希望時期の根拠
⑶　期待する量産単価の根拠

別記様式第４

関連する装備品等
研究開発見積依頼
年月日

装備品等研究開発見積り

【複数の装備品等の研究又は開発から構成される研究開発についての記載事項】

１　研究開発名称

※　原則として、装備品等研究開発見積依頼中の名称を使用

２　研究開発目的

３　成果を評価すべき時点

４　実施見積り

⑴　主な目標性能

⑵　研究開発完了予定年度

⑶　実施線表

⑷　見積量産単価

５　ライフサイクルコスト抑制のための考慮事項

※　装備品等の開発、調達、補給及び管理に要する費用の抑制を図る上で考慮する必要がある事項を努めて具体的に記載

６　その他必要な事項

⑴　試験に関する計画

※　試験項目、試験方法等の所要事項（告示の要否及び周辺地域に被害が生じるおそれ等の見積りを含む。）を記載

⑵　運用実証型研究とする理由

※　運用実証型研究とする場合は記載

【装備品等の研究についての記載事項】

１　研究名称

※　原則として、装備品等研究開発見積依頼中の名称を使用

２　研究目的

３　成果を評価すべき時点

４　実施見積り

⑴　研究目標

⑵　研究完了予定年度

⑶　実施線表

５　その他必要な事項

⑴　試験に関する計画

※　試験項目、試験方法等の所要事項（告示の要否及び周辺地域に被害が生じるおそれ等の見積りを含む。）を記載

⑵　運用実証型研究とする理由

※　運用実証型研究とする場合は記載

⑶　じ後の計画（運用実証型研究の成果の反映）

※　運用実証型研究とする場合は記載

⑷　運用実証型研究における各自衛隊等が行う実用上及び運用上の試験評価に関する計画

※　運用実証型研究とする場合に、見積れる範囲内で、試験項目、試験方法及び評価方法等の所要事項を記載

参考事項

1　技術的必要性

⑴　技術の重要度

⑵　技術の優位性

⑶　技術的課題の妥当性

⑷　防衛省において研究を実施する必要性

⑸　当該年度実施理由

2　実施見積りの補足説明

⑴　研究目標達成のための解決すべき技術的課題

⑵　研究目標達成ための手段

⑶　実施線表

3　研究実施上の留意事項

【装備品等の開発についての記載事項】

1　開発名称

※　原則として、装備品等研究開発見積依頼中の名称を使用

2　開発目的

3　成果を評価すべき時点

4　実施見積り

⑴　目標性能

⑵　開発完了予定年度

⑶　実施線表

⑷　見積量産単価

5　ライフサイクルコスト抑制のための考慮事項

※　装備品等の開発、調達、補給及び管理に要する費用の抑制を図る上で考慮

する必要がある事項を努めて具体的に記載

6　その他必要な事項

⑴　試験に関する計画

※　試験項目、試験方法等の所要事項（告示の要否及び周辺地域に被害が生じるおそれ等の見積りを含む。）を記載

参考事項

1　技術的必要性

⑴　技術の重要度

⑵　技術の優位性

⑶　技術的課題の妥当性

⑷　防衛省において開発を実施する必要性

⑸　当該年度実施理由

2　実施見積りの補足説明

⑴　目標性能

⑵　実施線表

⑶　見積量産単価

3　実施上の問題点及び留意事項

4　使用する工業所有権

別記様式第５

新規／修正
関連する装備品等
研究開発見積り
年月日

装備品等研究開発要求

１　研究開発名称
２　必要性
⑴　研究開発目的
⑵　運用構想
⑶　装備構想
・装備を必要とする時期
・装備数量
・装備部隊等
３　要求事項
⑴　要求性能
⑵　研究開発完了希望時期
⑶　期待する量産単価
※　積算の前提となる数量を明記した上で、具体的な金額を記載
４　ライフサイクルコスト抑制のための考慮事項
※　装備品等の開発、調達、補給及び管理に要する費用の抑制を図る上で考慮する必要がある事項を努めて具体的に記載
５　その他必要な事項
⑴　実用性の評価その他の各自衛隊等が行う試験に関する計画
※　試験項目、試験方法、試験期間、試験経費等の所要事項（告示の要否及び周辺地域に被害が生じるおそれ等の見積りを含む。）を記載
⑵　運用実証型研究とする理由
※　運用実証型研究とする場合は記載
⑶　じ後の計画（運用実証型研究の成果の反映）
※　運用実証型研究とする場合は記載
⑷　運用実証型研究における各自衛隊等が行う実用上及び運用上の試験評価に関する計画
※　運用実証型研究とする場合に、見積れる範囲内で、試験項目、試験方法、評価方法等の所要事項を記載

参考事項

1　必要性の根拠

⑴　運用構想

⑵　装備構想

⑶　既存装備品等への影響分析

⑷　代替手段との比較

2　要求事項の根拠

⑴　要求性能の軍事的合理性及び補足事項

⑵　研究開発完了希望時期の根拠

⑶　期待する量産単価の根拠

⑷　変更事項の根拠

別記様式第６

年月日

装備品等研究開発要求要請

１　要求の要請先

※　要求の提出を要請する各自衛隊等を記載

２　要求を要請する理由（又は必要性）

※　要求の提出を要請する必要性について、防衛政策上、防衛力整備上又は運用上の理由を具体的に記載

３　要請する内容

※　要請する要求の内容を具体的に記載

４　要求の提出要望時期

※　要求を提出する要望時期を記載（要望がある場合は記載）

５　期待される効果

※　要求が提出されることにより期待される効果を具体的に記載

６　その他必要な事項

別記様式第７

年月日

装備品等研究依頼

１　装備品等研究依頼項目
２　研究依頼先
３　研究を依頼する理由（又は必要性）
４　依頼する研究内容（又は技術的な解明事項）
　※　実施を希望する研究内容及び技術的な解明事項並びに期待する研究成果等を努めて具体的に記載
５　研究成果の受領希望時期
　※　段階的に成果の通知を希望する場合は、その旨記載（中間成果等）
６　研究成果の反映先見積り
　※　研究の成果をどこに反映させるかを可能な限り具体的に記載
７　その他必要な事項

別記様式第８

新規／継続
関連する装備品等
研究開発要求
年月日

装備品等研究開発年度業務計画

注）　装備品等の開発、装備品等の研究のうち研究試作及び所内試験にあっては本様式を、その他の装備品等の研究、船舶設計、研究設計、技術の調査及び分析、規格、研究用機械器具、施設、その他業務管理等にあっては別に定める様式を用いる。

【複数の装備品等の研究又は開発から構成される研究開発についての記載事項】

１　研究開発名称

※　各自衛隊等要求事業においては、原則として、装備品等研究開発要求中の名称を使用

２　研究開発目的

３　成果を評価すべき時点

４　実施見積り

⑴　目標性能

⑵　研究開発完了予定年度

⑶　実施線表

⑷　見積量産単価

５　ライフサイクルコスト抑制のための方策

※　装備品等の開発、調達、補給及び管理に要する費用の抑制に寄与すると見込まれる方法並びにやむを得ない契約の分割等ライフサイクルコストに影響し得る要因及び対策を具体的に記載

６　その他必要な事項

⑴　試験に関する計画

※　試験項目、試験方法等の所要事項（告示の要否及び周辺地域に被害を生じるおそれ等の見積りを含む。）を記載

⑵　運用実証型研究とする理由

※　運用実証型研究とする場合は記載

【装備品等の研究についての記載事項】

１　研究名称

※　各自衛隊等要求事業においては、原則として、装備品等研究開発要求中の名称を使用

2　研究目的

3　成果を評価すべき時点

4　実施計画

⑴　研究目標

⑵　研究完了予定年度

5　当該年度実施計画

⑴　研究試作及び試験の件名

⑵　件名ごとの概要

・達成目標

・研究試作又は試験の内容

・経費計画

・組織（担当区分、担当部署、担当事項）

6　その他必要な事項

⑴　試験に関する計画

※　試験項目、試験方法等の所要事項（告示の要否及び周辺地域に被害が生じるおそれ等の見積りを含む。）を記載

⑵　運用実証型研究とする理由

※　運用実証型研究とする場合は記載

⑶　じ後の計画（運用実証型研究の成果の反映）

※　運用実証型研究とする場合は記載

⑷　運用実証型研究における各自衛隊等が行う実用上及び運用上の試験評価に関する計画

※　運用実証型研究とする場合に、見積れる範囲内で、試験項目、試験方法、評価方法等の所要事項を記載

参考事項

1　技術的必要性

⑴　技術の重要度

⑵　技術の優位性

⑶　技術的課題の妥当性

⑷　防衛省において研究を実施する必要性

2　実施計画の補足説明

⑴　研究目標達成のための解明すべき技術的課題

⑵　研究目標達成のための手段

3　従来の研究経緯及び将来計画

⑴　経緯及び計画線表
⑵　研究試作の経緯
⑶　試験の経緯
4　研究実施上の留意事項

【装備品等の開発についての記載事項】
1　開発名称
※　各自衛隊等要求事業においては、原則として、装備品等研究開発要求中の名称を使用
2　開発目的
3　成果を評価すべき時点
4　実施計画
⑴　目標性能
⑵　開発完了予定年度
⑶　見積量産単価
5　当該年度実施計画
⑴　試作及び試験の件名
⑵　件名ごとの概要
・達成目標
・設計の基本方針
・試作品の方式、構成及び構造等の概要
・経費計画
・組織（担当区分、担当部署、担当事項）
6　その他必要な事項
⑴　試験に関する計画
※　試験項目、試験方法等の所要事項（告示の要否及び周辺地域に被害を生じるおそれ等の見積りを含む。）を記載

参考事項
1　技術的必要性
⑴　技術の重要度
⑵　技術の優位性
⑶　技術的課題の妥当性
⑷　防衛省において開発を実施する必要性
2　実施計画の補足説明
⑴　目標性能
⑵　見積量産単価

3　従来の研究開発経緯及び将来計画

⑴　経緯及び計画線表

⑵　試作の経緯

⑶　試験の経緯

4　ライフサイクルコスト抑制のための方策

※　装備品等の開発、調達、補給及び管理に要する費用の抑制に寄与すると見込まれる方法並びにやむを得ない契約の分割等ライフサイクルコストに影響し得る要因及び対策を具体的に記載

5　実施上の問題点及び留意事項

6　使用する工業所有権

別記様式第９

年月日

技術審査報告書

１　審査主任の所属及び官職氏名
２　技術審査の名称
３　開催年月日
４　開催場所
５　参加者（所属・氏名）
６　開催理由
７　議題
８　議事概要
※　仕様の細部の概要、運用上の要求を満足しつつ予定された経費（装備品等の開発にあってはライフサイクルコストを含む。）の範囲内で必要とする時期までに研究開発を完了する上でのリスク、リスクへの対処方針及び契約相手方との間で特に論点となった内容等について要約した概要を記載
９　審査結果

別記様式第１０

年月日

研究開発グループ構成

１　年度

２　対象研究開発項目

３　対象研究開発件名

※　ロードマップ基礎資料に含まれる研究開発項目を対象としてグループ構成をする場合で対象研究開発件名が無い場合は、ロードマップ基礎資料によるグループ構成と記載

４　グループの名称

５　グループ主任

※　所属及び官職を記載

６　グループ副主任

※　所属及び官職を記載

７　グループメンバー

※　所属（民間会社等にあっては所属等）を記載

※　グループメンバーのうち年度業務計画における計画担当者又はロードマップ基礎資料における資料作成担当については、頭に◎を付けること

⑴　防衛装備庁内

⑵　防衛省内（防衛装備庁を除く。）

⑶　防衛省外

８　備考（構成理由）

※　試作、研究試作、技術試験及び所内試験を対象研究開発件名に含む場合は構成理由を示さなくても良い

別記様式第１１

年月日

研究開発グループ会議報告書

１　グループ主任の所属及び官職氏名
２　グループの名称
３　開催年月日
４　開催場所
５　参加者（所属・氏名）
６　開催理由
７　議題
８　議事概要
※　特に論点となった事項等について要約した内容を記載

別記様式第１２

年月日

研究開発不測事態報告

１　報告者

※　報告者の所属及び官職氏名を記載

２　報告件名

３　関連研究開発件名

４　報告事項発生の経緯

※　日時、場所及び関連設備等を含む内容を記載

５　報告事項の概況とその程度

※　不具合事項等の内容と事業等への影響（見通しを含む。）を記載

※　第一報等で不明な場合は不記載

６　所要の処置

※　不具合事項等に対する対応及び今後必要と見込まれる処置を記載

※　第一報等で不明な場合は不記載

７　その他参考となる事項

※　想定される対外的な影響等を記載

別記様式第１３

関連する装備品等
研究開発実施計画
年月日

装備品等研究開発成果等報告

【装備品等の研究の中間時点についての記載事項】

１　研究名称

２　研究目的

３　実施状況

⑴　年度業務計画（研究目標、研究完了予定年度及び経費）の達成状況

⑵　今後の進捗見積り

⑶　実施内容及び資源配分の変更

⑷　実施上の問題点

※　失敗事項、教訓事項、今後見込まれるリスク及びその対応策等も記載

４　自己点検による評価の結果

５　その他必要な事項

⑴　試験に関する計画

※　試験項目、試験方法等の所要事項（告示の要否及び周辺地域に被害が生じるおそれ等の見積りを含む。）を記載

⑵　運用実証型研究とする理由

※　運用実証型研究とする場合は記載

⑶　じ後の計画（運用実証型研究の成果の反映）

※　運用実証型研究とする場合は記載

⑷　運用実証型研究における各自衛隊等が行う実用上及び運用上の試験評価に関する計画

※　運用実証型研究とする場合に、見積れる範囲内で、試験項目、試験方法及び評価方法等の所要事項を記載

参考事項

１　防衛省において引き続き研究を実施する必要性

２　実施内容及び資源配分の変更の理由

３　予定している装備品等の開発への影響

【装備品等の研究の結果についての記載事項】

１　研究名称

２　研究目的
３　実施結果
⑴　研究目標の達成度
⑵　研究成果の装備品等の開発又は装備品等に対する適用可能性
４　自己点検による評価の結果
５　その他必要な事項
※　成功事項、失敗事項、教訓事項、今後のリスクの見積り等

【装備品等の開発の中間時点についての記載事項】
１　開発名称
２　開発目的
３　実施状況
⑴　年度業務計画（目標性能、開発完了予定年度、経費及び見積量産単価）の達成状況
⑵　今後の進捗見積り
※　実用試験への移行についての意見も記載
⑶　周辺技術情勢との対比
⑷　実施内容及び資源配分の変更
⑸　実施上の問題点
※　失敗事項や教訓事項、今後見込まれるリスク、その対応策等も記載
４　自己点検による評価の結果
５　その他必要な事項
⑴　防衛装備庁及び各自衛隊等が行う試験に関する計画
※　試験項目、試験方法等の所要事項（告示の要否及び周辺地域に被害が生じるおそれ等の見積りを含む。）を記載

参考事項
１　実施状況
⑴　防衛省において引き続き開発を実施する必要性
⑵　実施内容及び資源配分の変更の理由

【実用試験の結果についての記載事項】　※　各自衛隊等が作成
１　開発名称
２　開発目的
３　試験の実施結果等
※　要求性能の達成状況
４　試験結果等を受けて量産段階で考慮すべき事項（開発段階と量産段階の形態

の差異の見積り等）

5　装備品等が使用に供し得るか否か等についての意見及び装備品等の名称の案

6　その他必要な事項

【装備品等の開発の結果についての記載事項】

1　開発名称

2　開発目的

3　実施結果

⑴　実施計画（目標性能、開発完了予定年度、経費及び見積量産単価）の達成度

⑵　周辺技術情勢との対比

⑶　実施内容及び資源配分の変更

⑷　実施上の問題点

※　失敗事項や教訓事項、今後見込まれるリスク、その対応策等も記載

4　量産段階で考慮すべき事項についての分析及びライフサイクルコストの見積り

5　自己点検による評価の結果

6　その他必要な事項

※　各自衛隊等の協力を得て、実用試験の結果、実用試験における協力及び支援の内容について記載

別記様式第１４

年月日

事業管理報告

１　年度
２　研究開発項目
３　研究開発件名
４　計画担当者
５　実施担当者
６　経過、終了の別
７　予算の執行状況
８　研究開発の進捗状況等
※　研究開発不測事態報告に記載された処置の状況等を記載
９　その他参考事項